No.８

令和６年（３月）

第１回定例会
専決処分の報告

熊谷市

目　　次

報告番号	専決処分の内容	所管課	頁
第　１　号	熊谷市監査委員条例の一部を改正する条例	監査委員事務局	１
第　２　号	熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例	職員課	３
第　３　号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例	建築審査課	５
第　４　号	熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	経営課	７
第　５　号	熊谷市水道事業給水条例の一部を改正する条例	水道課	９
第　６　号	熊谷市景観条例の一部を改正する条例	都市計画課	１１
第　７　号	熊谷市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例	安心安全課	１３
第　８　号	熊谷市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例	安心安全課	１５
第　９　号	熊谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	職員課	１７
第１０号	損害賠償の額の決定及び和解について	管理課	１９

報告第１号

専決処分の報告について

熊谷市監査委員条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和６年１月３１日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和６年２月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市監査委員条例の一部を改正する条例

熊谷市監査委員条例（平成１７年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第５条中「第２４３条の２の２第３項」を「第２４３条の２の８第３項」に改める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

報告第２号

専決処分の報告について

熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和６年１月３１日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和６年２月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例

熊谷市職員退職手当条例（平成１７年条例第５４号）の一部を次のように改正する。

附則第１４項中「第３５条」を「第３５条の２」に改める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

報告第３号

専決処分の報告について

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和６年１月３１日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和６年２月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例

熊谷市手数料徴収条例（平成１７年条例第６６号）の一部を次のように改正する。

別表第５５号の２０から第５５号の２６までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

報告第４号

専決処分の報告について

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和６年１月３１日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和６年２月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成１７年条例第２２３号）の一部を次のように改正する。

第６条中「第２４３条の２の２第８項」を「第２４３条の２の８第８項」に改める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

報告第５号

専決処分の報告について

熊谷市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和６年１月３１日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和６年２月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市水道事業給水条例の一部を改正する条例

熊谷市水道事業給水条例（平成１７年条例第２２５号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項、第３４条第２項ただし書及び第３７条第１号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

報告第６号

専決処分の報告について

熊谷市景観条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和６年１月３１日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和６年２月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市景観条例の一部を改正する条例

熊谷市景観条例（平成２１年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「同条第３項各号」を「同条第４項各号」に改める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

報告第７号

専決処分の報告について

熊谷市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和６年１月３１日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和６年２月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

熊谷市空家等対策協議会条例（平成２９年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第７条第１項」を「第８条第１項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第８号

専決処分の報告について

熊谷市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和６年１月３１日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和６年２月２７日

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市空家等の適切な管理に関する条例(平成３０年条例第３６号)の一部を次のように改正する。

第６条第２号中「第１４条第２項」を「第２２条第２項」に改め、同条第３号中「第１４条第９項」を「第２２条第９項」に改め、同条第４号中「第１４条第１０項」を「第２２条第１０項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第９号

専決処分の報告について

熊谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和６年１月３１日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和６年２月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和５年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４３条の２第１項」を「第２４３条の２の７第１項」に改める。

第２条中「第２４３条の２の２第３項」を「第２４３条の２の８第３項」に改め、同条第１号中「第１７３条第１項第１号」を「第１７３条の４第１項第１号」に改める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

報告第１０号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和５年１２月２２日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和６年２月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、市道における事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

１　損害賠償の額及び内容

６６，０３２円

原動機付自転車修理費、治療費等

２　損害賠償の相手方

熊谷市

３　和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和５年９月２４日（日）午前８時５分頃、相手方原動機付自転車が市道３００７０号線を走行中、上中条２４７番２地先において、くぼみに前輪が落下して転倒したため､相手方を負傷させるとともに、相手方原動機付自転車を損傷させた。

